

専修学校・各種学校生のための

留学生補償保険のご案内

(総合生活保険(こども総合補償))

この保険の被保険者(保険の補償を受けることができる方)は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険(以下「学災」)に加入の学生生徒のうち、留学生に限ります。(原則留学生全員加入)

国民健康保険に加入している留学生を対象としています。

国民健康保険に未加入の方は「留学生補償保険」にご加入いただけませんので、ご注意ください。

1. 留学生補償保険とは

本制度は学校に在籍する留学生の学生生活に伴うケガ・熱中症はもとより万が一の法律上の賠償リスク(示談交渉付)や救済者費用等にも対応できる補償内容となっております。

留学生補償には **基本タイプ** と **拡充タイプ** があります。

※学校単位でタイプをご選択ください。

2. 補償の内容

基本タイプ

● 傷害補償

(死亡・後遺障害のみ補償)

● 個人賠償責任

● 救済者費用等

例: ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



例: 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。



+

拡充タイプ

● 医療費用補償

● 借家人賠償責任

① 留学生の方が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません)。

※基本タイプの補償に加え、以下も補償されます。



例: 学生本人が、ケガや病気で通院または入院。

3. 保険期間

2026年4月1日午前0時～2027年4月1日午後4時まで

● 保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

ほ しょうきんがく ほ けんりょう

4. 補償金額・保険料

ほ しょうきんがく

(1) 補償金額

タイプ	補償の内容				
	死亡・後遺障害	医療費用補償	個人賠償責任 (本人限定)	借家人賠償責任	救済者費用等
基本タイプ	91万円	—	国内 3億円 国外 1億円 記録情報限度額 500万円	—	500万円
拡充タイプ	91万円	入院諸費用 ※1※2 (支払限度基礎日額：1,000円 支払限度日数 180日) 治療費用 (支払限度日数 60日)	国内 3億円 国外 1億円 記録情報限度額 500万円	500万円	500万円

- ※1 入院諸費用は免責金額5,000円
- ※2 医療費用補償では、先進医療費用保険金も対象となります。先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍を支払限度額とします。また、先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数とします。

ほ けんりょう

(2) 保険料

保険補償開始日	保険料 (生徒1名につき)		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
2026年 4月1日	3,300円	19,980円	2027年 4月1日
5月1日	3,120円	18,960円	
6月1日	2,960円	17,970円	
7月1日	2,800円	16,970円	
8月1日	2,630円	15,980円	
9月1日	2,470円	14,980円	
保険補償開始日	保険料 (生徒1名につき)		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
10月1日	2,310円	13,990円	2027年 4月1日
11月1日	2,150円	12,990円	
12月1日	1,800円	10,970円	
2027年 1月1日	1,480円	8,980円	
2月1日	1,150円	6,980円	
3月1日	830円	5,000円	

- ※拡充タイプの保険料には、基本タイプの保険料が含まれています。
- ※保険期間中に脱退しても、保険料の返還は行われません。

まんいち じ こ はっせい

万一事故が発生したときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、直ちに取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へご連絡ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険事業取扱代理店 株式会社 第一成和事務所
〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目12番3号 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階 TEL 03-3669-2831

〈引受保険会社〉

幹事 東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) 公務第二部文教公務 TEL 03-3515-4133
三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

共同保険の取扱い

この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。(2026年4月1日現在予定)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険 (株) は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険 (株) との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241 (全国共通)
受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

このチラシは留学生補償保険 (総合生活保険 (こども総合補償)) の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては重要事項説明書をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には学校または取扱代理店にお問い合わせください。